

山形大学工学部技術部運営委員会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山形大学工学部技術部組織内規第6条第2項の規定に基づき、山形大学工学部技術部運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 技術部長
- (2) 副学部長
- (3) 各教育プログラム長(専攻長を含む)
- (4) 統括技術長
- (5) 副統括技術長
- (6) 技術長
- (7) 総務課長

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 技術部運営の基本方針及び将来計画に関すること。
- (2) 技術部の予算に関すること。
- (3) 技術部の評価に関すること。
- (4) 研修の実施に関すること。
- (5) 技術部の人事に関すること。
- (6) その他技術部に関する重要事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は3分の1以上の委員から委員会開催の要請があったときは、委員会を招集しなければならない。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(技術部企画室)

第7条 技術部の円滑かつ効率的な運営を図るため、その執行機関として、委員会に、技術部企画室(以下「企画室」という。)を置く。

2 企画室に関する必要な事項は、別に定める。

(専門部会等)

第8条 技術部の諸課題に応じ、その協議及び実行機関として、企画室に、専門部

会を置くことができる。

2 専門部会等に関する必要な事項は、企画室が定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、企画総務チームにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において定めることができる。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。